

議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

- | | | |
|---|------|-----------------------------------|
| 1 | 派遣場所 | 下妻市 |
| 2 | 派遣目的 | 第 64 回鬼怒・小貝水防連合体水防訓練へ議員 1 名を派遣する。 |
| 3 | 派遣期間 | 令和 7 年 6 月 22 日（日） |
| 4 | 調査項目 | 水防訓練の参観 |
| 5 | 派遣議員 | あさの えくこ |
| 6 | 派遣経費 | なし |

令和 7 年 6 月 17 日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐